

居宅介護支援事業・介護予防支援事業・地域密着型サービスに関する留意事項

令和6年4月 介護保険課

1 手引き及び様式の変更について

令和6年4月から「宇部市指定居宅介護支援事業者指定等手続きの手引き」「宇部市指定地域密着型（介護予防）及び総合事業サービス事業者指定等手続きの手引き」の内容を変更しました。

2 各加算の算定要件について

各サービスについて、国の算定要件を今一度確認し、算定誤りのないようお願いいたします。サービス提供体制強化加算等、前年度実績により今年度の算定可否が決まる加算は、年度末に算定要件を満たしているかどうか必ず確認するなど、適切な対応をお願いします。

確認資料につきましては、運営指導に備え保管するようにしてください。万が一、算定に誤りのあった場合は、過誤等の対応となります。算定内容が変更となる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)」の提出が必要となります。必要な添付書類を確認の上、提出してください。

3 苦情相談窓口の変更について

苦情相談窓口が介護保険課に変更になります。

電話番号は変更ありません。(0836-34-8396)

各事業所で苦情相談窓口の記載がある書類の修正をお願いします。

4 メールでの指定申請書（更新）、変更届の提出の際の注意点について

指定申請書（更新）や変更届について、原則窓口で受け付けておりますが、今後はメールでの提出も受け付けることとします。ただし、新規の指定申請書については従来どおり窓口での提出をお願いします。

また、メールで提出する場合、メール件名は下記のとおりとし、差出人（担当者）が分かるようにしてください。添付ファイルが開かないなど、担当の方にご連絡することがあります。

指定申請書 … 【指定申請書】 ○○デイサービス

変更届（加算届含む） … 【変更届】 △△居宅介護支援事業所

また、高齢者総合支援課が二課に分かれたことに伴い、以下の通り提出先が異なりますのでご注意ください。

・総合事業サービスの提出先 → 高齢福祉課
(メールアドレス) t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp

・地域密着型サービス、介護予防支援、居宅介護支援 → 介護保険課
(メールアドレス) kaigo@city.ube.yamaguchi.jp

5 居宅届の LOGO フォーム申請について

既に令和6年2月21日にメールにて周知済ですが、LOGO フォームを新しく変更しており、旧 LOGO フォームでの申請は行えません。

新 LOGO フォーム申請を利用したい事業所は、アカウント事前登録後、契約書の雛形を居宅届・仮申請フォームに添付する必要があります。

アカウント登録や契約書の雛形についてはマニュアル等作成しメール済ですので、その手順に沿って作業してください。ご希望があれば再送しますので、お知らせください。

新 LOGO フォーム申請であれば従来とは違い、居宅届の紙データの添付、作成も不要となりますので、是非ご活用ください。

紙の申請については引き続き受付いたしますが、様式が変更になっています。様式の変更に伴い、提出件数確認書(表紙)は不要となりました。

また、令和6年4月以降は旧様式では受け付けず、返却させていただいておりますのでご注意願います。

6 過誤申立書の LOGO フォーム申請について

宇部市では LOGO フォームでの電子申請を実施しています。

市公式ウェブサイトにて、①②いずれかで検索し、ご利用ください。

①ウェブ番号検索で「1019864」を入力

②サイト内検索で「介護保険に関する電子申請」を入力

不明な点があれば、宇部市介護保険課にお問い合わせください。

7 市への問い合わせについて

厚生労働省が示している Q&A を参照のうえ、解決できないものについてお問い合わせください。また、質問の際は、市ホームページ掲載の質問票を用い、FAX 又はメールにてお問い合わせください。